通関士試験問題・解説集(平成24年度版) 正誤・訂正等のご案内

問題編 (P.497) を下記の通り訂正し、「第3章 通関書類の作成要領等 第3節 関税率表の所属の決定(品目分類問題)」に第42回(2008年)分の問題を追加致します。

	訂正後	訂正前
問題 P.497	第14問〜第16問(P.167、173、174) 第44回(2010年)「通関書類の作成要領等」第6問、 第15問〜第16問(P.117、122、123)	第42回 (2008年)「通関書類の作成要領等」第3問、 第15問~第17問 (P.155、161、162) 第43回 (2009年)「通関書類の作成要領等」第6問、 第14問~第16問 (P.104、110、111) 第44回 (2010年)「通関書類の作成要領等」第6問、 第15問~第16問 (P.54、59、60)

<第42回(2008年)通関士試験問題>

- 第3問 次の記述は、関税率表の類の注の規定に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。
 - 1 第56.02項のフェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。)には、フェルトにプラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので紡織用繊維の重量が全重量の50%以下の物品を含まない。
 - 2 第58.10項のししゅう布 (モチーフを含む。) には、金属糸又はガラス 繊維の糸によりししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見える ものを含まない。
 - 3 第61類(衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。))の衣類については、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものを除き、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。
 - 4 第64類(履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品)には、整形外科用の履物を含まない。
 - 5 第66.02項のつえには、鉛を詰めた護身用のつえを含まない。
- 第15問 次表の右欄に掲げる三つの物品のうち、同表の左欄に掲げる関税率表の類に含まれないものの正しい組合せはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい組合せがない場合には、「O」をマークしなさい。

	関税率表の類物品		関税率表の類物品	
А	第2類(肉及び食用のくず肉)	а	牛の舌(食用に適した冷凍のもの)	
		b	牛の胃(食用に適した冷凍のもの)	
		С	牛の肝臓(食用に適した冷凍のもの)	
В	第7類(食用の野菜、根及び塊 茎)	a	トマト (生鮮のもの)	
		b	すいか (生鮮のもの)	
		С	きゅうり (生鮮のもの)	
С	第9類(コーヒー、茶、マテ及 び香辛料)	a	にんにく (生鮮のもの)	
		b	しょうが (生鮮のもの)	
		С	月けい樹の葉 (乾燥したもの)	
D	第33類(精油、レジノイド、調 製香料及び化粧品類)	a	シャンプー	
		b	デンタルフロス	
		С	固形せっけん	
Е	第40類 (ゴム及びその製品)	a	加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)製	
		σ,)手袋	
		b	天然ゴムのラテックス	
			ゴム製の水泳帽	

第16問 次の記述は、関税率表の所属の決定に関するものであるが、その記述 の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 第51.01項の羊毛には、カシミヤやぎの毛も含まれる。
- 2 第61.11項の乳児用の衣類及び衣類附属品には、乳児用のおむつを含まない。
- 3 第71類の貴金属とは、金及び銀をいい、白金は含まない。
- 4 第87.12項の自転車には、幼児用自転車も含まれる。
- 5 第97.03項の鋳像には、大量生産した複製品も含まれる。

第17問 次の記述は、関税率表の所属の決定に関するものであるが、その記述 の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、 正しい記述がない場合には、「O」をマークしなさい。

- 1 第01.01項の生きている馬には、巡回サーカス用の馬を含む。
- 2 第05.07項のアイボリーには、かばのきばを含まない。
- 3 第10.05項のとうもろこしには、スイートコーンを含まない。
- 4 第12.07項のその他の採油用の種及び果実には、オリーブを含む。
- 5 第22.01項の水には、蒸留水を含む。

第42回(2008年・平成20年)通関士試験問題の解答

第3問 (関税率表の所属の決定)

■正解=1、3、4、5

■解説

(正=1、3、4、5)

- 1 フェルトにプラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので、紡織用繊維の重量が全重量の50%以下の物品は、第56.02項のフェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。)に分類されず、プラスチック又はゴムの製品として第39類又は第40類に分類される。《第56類注3及び(a)》
- 3 第61類(衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)) の衣類については、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみな し、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなすとされている。 ただし、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らか に判別することができるものには、この規定を適用しない。《第61類注9》
- 4 整形外科用の履物は、第64類(履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品)には分類されず、整形外科用機器として第90.21項に分類される。《第64類注 1 (e)》
- 5 鉛を詰めた護身用のつえは、第66.02項のつえには分類されず、その他の武器として第93.04項に分類される。《第66類注1(b)》

(誤=2)

2 金属糸又はガラス繊維の糸によりししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアプリケにした製品は、ししゅう布(モチーフを含む。)として第58.10項に分類される。《第58類注6》

第15問 (関税率表の所属の決定)

■正解=4

 $(\texttt{E} = \texttt{A} - \texttt{b} \, \texttt{,} \, \texttt{B} - \texttt{b} \, \texttt{,} \, \texttt{C} - \texttt{a} \, \texttt{,} \, \texttt{D} - \texttt{c} \, \texttt{,} \, \texttt{E} - \texttt{c} \,)$

■解説

(1)表の右欄と左欄との関係は、次のとおりである。

A-a:第02.06項、A-b:第05.04項、A-c:第02.06項 B-a:第07.02項、B-b:第08.07項、B-c:第07.07項 C-a:第07.03項、C-b:第09.10項、C-c:第09.10項 D-a:第33.05項、D-b:第33.06項、D-c:第34.01項

- E-a:第40.15項、E-b:第40.01項、E-c:第65.06項
- (2)表の右欄の物品のうち、左欄の類に含まれないものは次のとおりである。
 - A-b 牛の胃(食用に適した冷凍のもの)は、第2類(肉及び食用のくず肉)から除外され、動物の胃(冷凍したもの)として第05.04項に分類される。《第2類注1(b)》
 - B-b すいか (生鮮のもの) は、メロンの類として第08.07項に分類される。 《項の規定》
 - C-a にんにく(生鮮のもの)は、野菜として第07.03項に分類される。《項の規定》
 - D-c 固形せっけんは、せっけんとして第34.01項に分類される。《第33類注1 (b)、項の規定》
 - E-c ゴム製の水泳帽は、その他の帽子として第65.06項に分類される。《第40 類注 2(c)》
 - したがって、これらの組合せを含んでいるものが正しい組合せ「4」である。

第16問 (関税率表の所属の決定)

※法令改正により正解答が変更となったため、出題形式を変更しました。

■正解=2、4

■解説

(E=2,4)

- 2 第61.11項に含まれていた乳児用のおむつは、2012年HS改正により第11部から 除外され第96.19項に移行した。《第11部注1(u)》
- 4 幼児用自転車のうち、二輪車以外のものは車輪付がん具として第95.03項に分類されるが、二輪車のものは自転車として第87.12項に分類される。《第95類注 1(o)》

(誤=1、3、5)

- 1 第51.01項の羊毛とは、羊又は子羊の天然繊維をいうと規定されており、カシミヤやぎの毛は、繊獣毛として規定されている。《第51類注1(a)及び(b)》
- 3 第71類の貴金属とは、銀、金及び白金を含むと規定されている。《第71類注4A》
- 5 第97.03項の鋳像には、大量生産した複製品及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品を含まないと規定されている。《第97類注3》

第17問 (関税率表の所属の決定)

■正解=4

■解説

$(\mathbb{E} = 3)$

3 スイートコーンは、第10.05項のとうもろこしには含まれず、野菜として第7 類に含まれる。《第10類注2》

(誤=1、2、4、5)

- 1 巡回サーカス用の馬は、第01.01項の生きている馬には含まれず、巡回サーカス用の設備として第95.08項に含まれる。 《第1類注1(c)》
- 2 この表において、かば(象、せいうち等)のきば、さい角及びすべての動物の 歯は、アイボリーとすると規定されている。《第5類注3》
- 4 オリーブは、第12.07項のその他の採油用の種及び果実には含まれず、野菜として第7類に含まれる。《第12類注1》
- 5 蒸留水は、第22.01項の水には含まれず、その他の無機化合物として第2853.00 号に含まれる。《第22類注 1 (c)》

以下の通り訂正してお詫び申し上げます。

	訂正後	訂正前
問題 P.15	第2問 修正申告・更正の請求 ① 1年 ② 3月 ③ 6月	① 5年 ② 3年 ③ 6年
解答 P.12	第2問 修正申告・更正の請求 ニー① 1 年	二一①3年

	訂正後	訂正前	
解答 P.116	2 正誤問題		
	【通関業務、関連業務】		
	(11)=× 第7条(保税運送承認申告手続は、通関	(11)=× 第7条(見本の一時持出の許可申請手続	
	業務に先行する関連業務。この手続を認定通関業	は、通関業務に先行する関連業務)	
	者が行っても同じ。)		
	(12)=○ 第2条第1号(1)(輸入の申告からその許	(12)=× 第7条(輸入申告の前に行われる届出の	
	可を得るまでの手続であるので、通関業務に該当	手続は、通関業務に先行する関連業務)	
	する。この手続を認定通関業者が行っても同じ。)		